

令和2年4月6日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

令和2年度 新型コロナウイルス対策に係る臨時休業について

保護者の皆様におかれましては、日々状況が変化する新型コロナウイルス感染症について、不安を感じておられる方も多いことと思います。

この度、鳥栖市近隣において新型コロナウイルス感染が拡大傾向にあることを受けまして、子どもたちの安全確保を第一と捉え、下記のとおり鳥栖市立各小中学校の臨時休業を再度実施することといたしました。保護者の皆様に対しましては、更なるご負担をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 休業の期間 令和2年4月7日（火）～令和2年4月19日（日）
- 2 学習について 臨時休業に伴い、前年度学習できなかった内容につきましては、4月20日からの1週間で集中的に取り組みます。昨年度の教科書を保管しておいてください。
また、夏休み期間を短縮し、授業を実施します。短縮する期間につきましては、後日お知らせします。
- 3 学校施設開放 4月7日から4月17日までの平日に、対象となるお子様に開放いたします。
詳細につきましては、同時に添付しております「新型コロナウイルス対策に係る臨時休業期間の学校施設利用申請書」にてご確認ください。
- 4 その他 始業式は4月6日予定通り行います。